

お客様各位

興能信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設について

平素より、興能信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、口座の不正利用による被害を防止するため、長期間ご利用のない普通預金口座等を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくこととし、「未利用口座管理手数料」を新設いたしました。尚、本手数料はあくまでも2年以上の長期間にわたりご利用のない口座を対象としたものであり、**通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客様が対象となることはございません。**

今後も日頃ご利用いただいているお客様に満足いただけますよう、サービスの維持・向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【未利用口座管理手数料の対象となる口座】

以下の1~5のすべてに該当する普通預金（決済用含む）・貯蓄預金を対象といたします。	
1	2022年10月1日以降、最後の預入または払戻し（お利息の元本への組入及び未利用口座管理手数料の引き落としを除く）から2年以上一度もお預入及び払戻しのご利用がないこと
2	該当口座の残高が1万円未満であること
3	当金庫の会員ではないこと
4	当金庫内で定期性預金、投資信託・国債・保険など預り金融資産のお取引がないこと
5	当金庫内でお借り入れ（カードローン契約を含む）がないこと

※紛失などによりご利用を停止されている口座も対象となります。

【手数料発生時のご案内について】

- ・上記1~5のすべてに該当する口座となった場合、口座名義人様に対し文書にてお届出の住所に案内文を送付します。
※案内文書が到達しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ・案内文書発送後、一定期間（3ヶ月）経過後もお取引がない場合、年間1,320円（税込）を当該口座から引き落とし致します。
- ・翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は手数料の対象となります。
- ・尚、手数料の対象となったお客様におかれましては、口座利用によるお取引の再開、または、今後ご利用予定のない場合は、不正利用防止の観点から解約をご検討下さい。

【口座の自動解約について】

- ・手数料引落の際に口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、当該口座を自動的に解約いたします。
- ・この場合は口座残高以上のご負担及び自動解約後の手続きは必要ございません。
- ・ご負担いただいた手数料の返却、解約した通帳の再利用には応じかねますので予めご了承ください。